

(別紙)

新設施設用地の地質調査について

本件事業への参入の検討に資するため、寒川浄水場の排水処理施設の調査等を受け付けておりますが、事業者ヒアリングの中で新設施設用地の地質調査を求める要望がありましたので期間を設け新設施設用地の地質調査を受け付けます。

つきましては、地質調査を希望する場合は、以下の手続きに従ってください。

1 申込方法

別添の新設施設用地地質調査申込書及び地質調査位置図に必要事項を記載の上、調査希望日の2週間前(必着)までにEメール又は郵送により申し込みください。

なお、受付期間は平成15年2月12日(水)から平成15年4月15日(火)までとします。

2 申込先

〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1

神奈川県企業庁水道局浄水課水質班

Eメール：ki-jousui.3154@pref.kanagawa.jp

電話：045-210-7274 担当 佐藤・石坂

3 地質調査時期

地質調査時期は、平成15年2月24日(月)から平成15年4月25日(金)までとし、閉庁日は除きます。

原則として、申込事業者の調査希望日に沿うことを予定していますが、打合せの結果、変更してもらうことがあります。

4 地質調査の打合せ

申込事業者からの申込み後、1週間以内に県企業庁から電話等により連絡します。

その際に、調査日、調査方法等の詳細について打合せを行います。

また、新設施設用地は特別高圧鉄塔やJR相模線、一級河川目久尻川等が隣接しておりますので、申込事業者は必要に応じて、事前に関係機関との調整をお願いします。

5 費用負担等

地質調査等に係る必要な費用については、全て申込事業者が負担するものとします。

6 注意事項

- (1) 申込事業者の責任者は現地調査中、常時現場に待機し、調査等に伴う事故等については全て、その責任において処理してください。
- (2) 地質調査を行うにあたり、稼働施設、浄水場業務又は第三者に被害が及んだ場合は申込事業者の責任において損害を賠償して頂きます。
なお、埋設されている送泥管、返送管又は電線等に損傷を与えた場合は、早急に浄水場に連絡し対応を協議してください。
- (3) 現地は寒川浄水場発注工事の現場事務所等がありますので車両等の通行に支障がないよう関係者と十分協議し安全に留意して調査を行ってください。
- (4) 調査日が他の申込事業者と重複する場合があります。
- (5) 調査終了後は、危険がないように調査個所を復旧してください。

新 設 施 設 用 地 地 質 調 査 申 込 書

平成15年 月 日

神奈川県企業庁水道局浄水課水質班 担当あて

申込事業者名	
連絡先	住 所 電話番号 F A X 番号 Eメールアドレス
責任者名	氏名 連絡先
調査希望日	月 日 () ~ 月 日 ()
施工会社名	
連絡先	住 所 電話番号 F A X 番号
調査担当者	氏名
調査箇所数	
備考	

調査希望日には、現場での作業を行う日を記入してください。

責任者名の欄にある連絡先は、現場との連絡が確実に取れるものとしてください。

